

平成 3 1 年 3 月

射水市議会定例会議案



## 目 次

- 議案第 1 号 平成 3 1 年度射水市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 3 1 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 3 1 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 3 1 年度射水市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 3 1 年度射水市水道事業会計予算
- 議案第 6 号 平成 3 1 年度射水市下水道事業会計予算
- 議案第 7 号 平成 3 1 年度射水市病院事業会計予算
- 議案第 8 号 平成 3 0 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 9 号 平成 3 0 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 射水市小杉駅南口駅舎条例の制定について
- 議案第 1 5 号 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 議案第 1 6 号 射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 7 号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 8 号 射水市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 9 号 射水市手数料条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 2 号 射水市企業立地推進条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 射水市営土地改良事業及び農地、農業用施設災害復旧事業の経費の賦課徴収条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 射水市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

- 議案第 26 号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 27 号 射水市老人福祉センター条例の廃止について
- 議案第 28 号 市有財産の無償譲渡について
- 議案第 29 号 字の区域の変更及び廃止について
- 議案第 30 号 指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 指定管理者の指定の期間の変更について

議案第 13 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(射水市行政財産使用条例の一部改正)

第 1 条 射水市行政財産使用条例(平成 17 年射水市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 中「100 分の 108」を「100 分の 110」に、「108 / 100」を「110 / 100」に改める。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 6 条関係)

区分 施設面積	使用料			
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
50 m <sup>2</sup> 未満	580 円	760 円	760 円	2,100 円
50 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	770 円	1,000 円	1,000 円	2,770 円
100 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	1,020 円	1,320 円	1,320 円	3,660 円
150 m <sup>2</sup> 以上	1,350 円	1,760 円	1,760 円	4,870 円

備考

- 1 入場料又は会費を徴収する場合は、本表の使用料に 10 割を加算する。
- 2 施設を 2 以上にわたり使用するとき、それぞれの使用料を合算する。

(射水市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 2 条 射水市法定外公共物管理条例(平成 17 年射水市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(射水市営駐車場条例の一部改正)

第 3 条 射水市営駐車場条例(平成 17 年射水市条例第 114 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 6 条関係)

名称	使用料
小杉駅前広場駐車場	入場は、無料とする。
小杉駅東駐車場	1 月につき 1 台 7,330 円とする。
太閤山 10 丁目駐車場	1 月につき 1 台 3,670 円とする。ただし、12 月から 2 月まで徴収しない。
太閤山 5・6 丁目駐車場	1 月につき 1 台 3,670 円とする。ただし、12 月から 2 月まで徴収しない。
大門中町駐車場	1 月につき 1 台 3,150 円とする。
越中大門駅前広場駐車場	1 月につき 1 台 5,500 円とする。
大島駐車場	1 月につき 1 台 3,150 円とする。

(射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第4条 射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年射水市条例第163号)の一部を次のように改正する。

別表1の(1)の項中「6.6円」を「6.7円」に改める。

(射水市衛生センター条例の一部改正)

第5条 射水市衛生センター条例(平成17年射水市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第4条中「16円」を「16.3円」に改める。

(クリーンピア射水温浴施設条例の一部改正)

第6条 クリーンピア射水温浴施設条例(平成17年射水市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

使用料

区分	使用料(消費税等を含む。)
大人(中学生以上)	1回 520円
小人(小学生以下)	1回 260円
3歳以下	1回 150円

(射水市営墓地条例の一部改正)

第7条 射水市営墓地条例(平成17年射水市条例第169号)の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2(第17条関係)

管理料

名称	区画区分	管理料（1年）
太閤山公園墓苑	第1種	2,200円
	第2種	2,750円
	第3種	3,300円
	第4種	5,500円
南郷霊園	第1種	4,190円
	第2種	
	第3種	5,240円
	第4種	
大島墓地		2,520円
摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。		

（射水市道路占用料条例の一部改正）

第8条 射水市道路占用料条例（平成17年射水市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「1.08」を「1.1」に改める。

（射水市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第9条 射水市農業集落排水処理施設条例（平成17年射水市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（射水市水道事業給水条例の一部改正）

第10条 射水市水道事業給水条例（平成17年射水市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第32条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（射水市下水道条例の一部改正）

第11条 射水市下水道条例（平成17年射水市条例第193号）の一部を次

のように改正する。

第 24 条第 1 項中「 100 分の 108 」を「 100 分の 110 」に改める。

( 射水市民病院使用料及び手数料条例の一部改正 )

第 12 条 射水市民病院使用料及び手数料条例(平成 17 年射水市条例第 158 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 ( 第 2 条関係 )

区分		単位	金額	
特別施設等使用料	特別個室	1 人 1 日	12,100 円	
	個室 A		5,500 円	
	個室 B		4,400 円	
	個室 C		1,100 円	
	病衣使用料		70 円	
保険外併用療養費	入院期間が 180 日を超えた日以後の療養費		左欄の療養に係る入院基本料等の所定額に 100 分の 15 を乗じて得た額	
婦人科診療料	妊娠定期診察料	1 回	4,190 円	
	避妊リング挿入料		38,500 円	
	避妊リング抜去料		5,500 円	
	人工妊娠中絶料	妊娠満 11 週まで	1 回	64,360 円
		妊娠満 12 週から満 15 週まで		89,100 円
		妊娠満 16 週から満 21 週まで		108,900 円
	永久不妊手術		1 回	99,000 円
	人工妊娠中絶と同時に 行う永久不妊手術	妊娠満 11 週まで	1 回	163,360 円
		妊娠満 12 週から満 15 週まで		188,100 円
		妊娠満 16 週から満 21 週まで		207,900 円
	避妊リング麻酔料		1 回	11,000 円
	経口避妊薬		21 日分	2,200 円
	人工授精料		1 回	5,500 円

面談手数料	医師面談料 (生命保険受給診断書、自動車損害保険関係診断書 その他これらに類する診断書に係る医師又は歯科 医師との面談)		1 回	5,500 円
	医師所見料 (他の病院又は診療所における診断又は治療方針 についての医師又は歯科 医師の所見)			11,000 円
歯科口腔外科 診療料	金、白金加金		1 床(片顎)	440,000 円
	ステンレスメッシュ合金			330,000 円
	チタン合金			242,000 円
	超硬質コバルトクローム 合金			165,000 円
	コバルトクローム合金			132,000 円
診断書 交付手数料	一般診断書		1 通	1,540 円
	身体障害者診断書			1,540 円
	各種年金診断書			3,300 円
	生命保険診断書			4,400 円
	自動車損害賠償責任保険 診断書			4,400 円
	死亡診断書			2,200 円
	生命保険死亡診断書			4,400 円
	死体検案書			3,300 円
	その他の診断書			2,200 円
証明書 交付手数料	一般証明書		1 通	1,540 円
	自動車損害賠償責任保険 の受給に必要な証明書			2,200 円
	医療給付の受給に必要な 証明書			1,540 円
	医療費領収証明書			1,540 円
	生命保険関係証明書			3,300 円
健康診断料			1 回	診療報酬の算定方法に準じて 算定した額
人間ドック	日帰り人間ドック	男	1 回	34,680 円
		女		41,590 円
	宿泊人間ドック	男		59,080 円
		女		66,100 円
	心臓血管ドック	男・女		41,070 円
	脳ドック	男・女		32,160 円

	日帰り人間・脳ドック	男		57,620 円
		女		64,530 円
	宿泊人間・脳ドック	男		80,980 円
		女		87,900 円
	追加検査	心臓血管検診		32,050 円
		脳検診		21,790 円
		肺がん検診		16,130 円
		乳房検診		8,480 円
子宮検診		7,020 円		
リハビリテーション室を使用する運動療法		1 回	2,000 円	
以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診療料等				診療報酬の算定方法等を考慮して算定した額又は実費に相当する額

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

( 射水市行政財産使用条例の一部改正に伴う経過措置 )

- 2 平成 31 年 4 月 1 日の前日までに使用の許可を受けている者で、施行日前から施行日以後引き続き使用するものの当該許可に係る使用料の額については、第 1 条の規定による改正後の射水市行政財産使用条例第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成 31 年 4 月 1 日から施行日の前日までに使用の許可を受けている者で、施行日前から施行日以後引き続き使用するものの当該許可に係る使用料の額については、この限りでない。

( 射水市営駐車場条例の一部改正に伴う経過措置 )

- 3 平成 31 年 4 月 1 日の前日までに駐車場の使用の許可を受けている者で、

施行日前から施行日以後引き続き使用するものの当該許可に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の射水市営駐車場条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成31年4月1日から施行日の前日までに駐車場の使用の許可を受けている者で、施行日前から施行日以後引き続き使用するものの当該許可に係る使用料の額については、この限りでない。

(射水市営墓地条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第7条の規定による改正後の射水市営墓地条例第17条第1項の規定は、この条例の施行日以後新たに使用者となった者の管理料及び施行日前から施行日以後引き続き使用する者の施行日以後に納めなければならない管理料について適用し、施行日前の使用者に係る既納の管理料については、なお従前の例による。

(射水市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前から継続している施設の使用で、施行日から平成31年10月31日(以下この項において「基準日」という。)までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が基準日後である施設の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から基準日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)につい

ては、第 9 条の規定による改正後の射水市農業集落排水処理施設条例第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

(射水市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日(以下この項において「基準日」という。)までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が基準日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から基準日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第 1 0 条の規定による改正後の射水市水道事業給水条例第 2 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

- 9 施行日前における給水装置の新設又は改造の工事申込みに係る加入金については、第 1 0 条の規定による改正後の射水市水道事業給水条例第 3 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(射水市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

10 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日（以下この項において「基準日」という。）までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が基準日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から基準日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第11条の規定による改正後の射水市下水道条例第24条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（射水市民病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

12 第12条の規定による改正後の射水市民病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定は、この条例の施行日以後の市民病院を利用する者又は診断書等の交付を受ける者の使用料又は手数料について適用し、同日前の市民病院を利用する者又は診断書等の交付を受ける者の使用料又は手数料については、なお従前の例による。

議案第 14 号

射水市小杉駅南口駅舎条例の制定について

射水市小杉駅南口駅舎条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市小杉駅南口駅舎条例

( 設置 )

第 1 条 鉄道利用者の利便を図るため、射水市小杉駅南口駅舎（以下「駅舎」という。）を設置する。

( 名称及び位置 )

第 2 条 駅舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小杉駅南口駅舎	射水市三ヶ 4 1 2 9 番地 1 2

( 禁止行為 )

第 3 条 駅舎を利用する者（以下「利用者」という。）は、駅舎において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が駅舎の管理上支障があると認めるところ。

( 利用の制限 )

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駅舎の利用を制限することができる。

- (1) 利用者が前条に規定する行為を行ったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が駅舎の管理上支障があると認めるとき。

( 損害賠償 )

第 5 条 利用者は、駅舎の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

( 委任 )

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

( 射水市サービスセンター条例の廃止 )

- 2 射水市サービスセンター条例(平成 18 年射水市条例第 4 号)は、廃止する。

## 議案第 15 号

### 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

射水市中小企業・小規模企業振興基本条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例

本市は、広大な日本海へとつながる富山湾沿岸の中央部に位置し、コンパクトな市域に、海、川、野、里山等の豊かな自然に恵まれている。そして、古くは旧北陸道や北前船航路を、近年では港湾、高速道路、鉄道といった物流の拠点となる社会資本を有しており、これらの優れた地域資源や立地環境等の強みを生かしながら、ものづくりから商業にいたるまで、多様な産業が発展を遂げてきた。

こうした産業を支えてきたのは、市内の大多数を占める中小企業・小規模企業であり、多様な事業活動を通じて本市経済の発展をけん引するとともに、地域社会の担い手として市民生活の向上に大きく寄与してきた。

人口減少・少子高齢化の進行、国際化及び情報化の進展、消費者の需要の多様化等、本市の中小企業・小規模企業を取り巻く環境が著しく変化する中、中小企業者や小規模企業者が今後も維持・発展していくためには、その自主的な努力を基本としつつ、地域社会全体で中小企業・小規模企業の振興について、その重要性を理解し、支えていくことが必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興と地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市の経済において果たす役割の重要性に鑑み、その振興と人材の育成、持続的な発展の促進等(以下「中小企業等の振興」という。)に関し、基本理念を定め、市、中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)並びにその他の関係者の責務及び役割等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業に関する団体 商工会議所、商工会その他の中小企業等の振興

を目的とする団体をいう。

(5) 地域金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。

(6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫により経営力の向上及び事業の持続的な発展を図ること。

(2) 本市の有する多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然環境が育む特産物その他の特色ある地域資源を積極的に活用するとともに、これらの地域資源の維持及び保全に努めること。

(3) 多様な働き方を推進するとともに、中小企業者等が求める人材の育成及び確保を図ること。

(4) 中小企業・小規模企業で働く誰もが生きがい及び働きがいを持つことができる労働環境及び勤労者福祉の向上を図ること。

(5) 地域経済の発展の重要性に鑑み、地域内における経済循環の促進に努めること。

(6) 小規模企業者の持続的な発展について、特に配慮すること。

- (7) 市、国、県、中小企業者等、大企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協働すること。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業等の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては、国、県、中小企業者等、大企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、教育機関及び市民と連携し、及び協働で取り組むよう努めるものとする。なお、小規模企業者に対しては、その経営状況に応じて必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算及び関係事務の適正かつ公正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に新技術及び新商品の開発、販路の開拓等に取り組み、その経営力の向上及び改善を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、計画的に後継者の育成に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。

3 中小企業者等は、人材の育成並びに従業者の雇用の安定、多様な働き方を推進する等の労働環境の整備及び福利厚生の充実に努めるものとする。

4 中小企業者等は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に

努めるとともに、市内で生産、製造若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用に努めるものとする。

5 中小企業者等は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 中小企業者等は、その事業活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

( 中小企業に関する団体及び地域金融機関の役割 )

第6条 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、中小企業者等が新技術及び新商品の開発、販路の開拓等の経営力の向上及び改善を図る取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、前項の取組を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

( 大企業者の役割 )

第7条 大企業者は、自らの経営の革新等に取り組むとともに、中小企業者等が供給する製品及びサービスの利用等を通じて、中小企業等の振興に寄与するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

( 教育機関の役割 )

第 8 条 教育機関は、研究開発の成果の普及、技術支援、教育活動等を通じて、中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

- 2 教育機関は、中小企業等の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

( 市民の理解と協力 )

第 9 条 市民は、中小企業等の振興が地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、市内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに市内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。

( 基本方針 )

第 10 条 市は、次に掲げる基本方針により、中小企業等の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業を促進すること。
- (2) 中小企業者等の販路の拡大を促進すること。
- (3) 中小企業者等及び関係機関との連携並びに中小企業者等相互の連携を促進すること。
- (4) 中小企業者等の人材育成及び雇用の安定を促進すること。
- (5) 中小企業者等の円滑な事業承継を促進すること。
- (6) 地域資源の維持、保全及び活用により地域経済の発展を促進すること。

(7) 中小企業等における労働環境及び勤労者福祉の向上を促進すること。

(8) 次代を担う若者の勤労観、職業観等の醸成を図ること。

(射水市中小企業・小規模企業振興会議)

第11条 中小企業等の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、射水市中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

(組織)

第12条 振興会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第13条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 振興会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の振興会議は、市長が招集する。

2 振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

（財政上の措置）

第15条 市は、中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**議案第 16 号**

**射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について**

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「前 4 項」を「前各項」に改める。

第 8 条第 2 項前段中「職員に」を「規則で定める勤務時間を限度として、職員に」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年射水市条例第 45 号）

の一部を次のように改正する。

「

別表中

深夜における勤務時間が 2 時間未満の場合	2,000 円
深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合	2,900 円
深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合	3,300 円

を

」

「

深夜における勤務時間が 2 時間未満の場合	2,150 円
深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合	3,100 円
深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合	3,550 円

に改める。

」

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日 ( 以下「施行日」という。 ) から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行日の前日から施行日にかけて、この条例による改正前の射水市職員の特殊勤務手当に関する条例で定めるところにより支給すべき理由が生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

## 議案第 18 号

### 射水市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

射水市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 20 年射水市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）による改正前の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この項において「旧学校教育法」という。）第 104 条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第 91 条に規定する専攻科及び旧学校教育法第 97 条に規定する大

学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議案第 19 号

射水市手数料条例の一部改正について

射水市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市手数料条例の一部を改正する条例

射水市手数料条例(平成 17 年射水市条例第 80 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表 1 の部 1 の項中

「  
1 通につき 450 円  
」

を

「  
1 通につき 450 円

(多機能端末機(地方公共団体情報システム機構を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、300 円)

に改める。  
」

別表第2項第7号の表5の項及び6の項を次のように改める。

5 印鑑登録の証明に関する事務	1 件 に つき	3 0 0 円  (多機能端末機による交付の場合にあっては、 1 5 0 円)
6 住民票又は戸籍附票の写しの交付に関する事務	1 件 に つき	3 0 0 円  (多機能端末機による交付の場合にあっては、 1 5 0 円)

別表第2項第7号の表14の項を同表15の項とし、同表13の項中

「 3 0 0 円 」	を	「 3 0 0 円  (多機能端末機による交付の場合に あっては、1 5 0 円) 」	に改め、
-------------------	---	--	------

同項を同表14の項とし、同表中7の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7 住民票の記載事項証明に関する事務	1 件 に つき	3 0 0 円
--------------------	-------------	---------

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

## 議案第 20 号

### 射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「準拠し」を「基づき」に改める。

第 4 条第 3 号中「同じくしていた者」の次に「に限る。」を加える。

第 9 条中「住民」を「市民」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号中「1 箇月」を「1 月」に改め、同項第 3 号中「第 1 号のウ又は前号のイ」を「第 1 号ウ又は前号イ」に改める。

第 14 条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で市長が規則で定める率」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

第 15 条第 3 項中「、保証人」を削り、「、令第 8 条から第 12 条まで」を「及び令第 8 条から第 11 条まで」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の射水市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

## 議案第 2 1 号

### 射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

射水市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市子ども医療費助成に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項 但し書中「契約した」を「契約、協定等を締結した」に改め、同条第 2 項 但し書中「保険医療機関等」の次に「（別に市長が契約、協定等を締結した保険医療機関を除く。）」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 議案第 22 号

### 射水市企業立地推進条例の一部改正について

射水市企業立地推進条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市企業立地推進条例の一部を改正する条例

射水市企業立地推進条例(平成 17 年射水市条例第 174 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「日本標準産業分類」の次に「(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号ア中「統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「すべて」を「全て」に改め、同号ウ中「富山県企業立地助成金交付要綱」を「富山県知事が別に定める助成金事業(以下「県助成金」という。)」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「富山県企業立地助成金交付要綱」を「県助成金」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「富山県企業立地助成金交付要綱」を「県助成金」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第 8 号とし、同

条第 10 号を同条第 9 号とする。

第 3 条第 1 号イを次のように改める。

イ 新規投資又は拡張の工場等の設置者が、工場等を設置するために、用地及び建物の取得に要する経費

第 3 条第 1 号ウを削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の射水市企業立地推進条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

議案第 23 号

射水市営土地改良事業及び農地、農業用施設災害復旧事業の経費  
の賦課徴収条例の一部改正について

射水市営土地改良事業及び農地、農業用施設災害復旧事業の経費の賦課徴収  
条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市営土地改良事業及び農地、農業用施設災害復旧事業の経費  
の賦課徴収条例の一部を改正する条例

射水市営土地改良事業及び農地、農業用施設災害復旧事業の経費の賦課徴収  
条例（平成 18 年射水市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「及び」を「並びに」に、「、農業用施設」を「及び農業  
用施設」に改める。

第 2 条第 2 項中「、農業用施設」を「及び農業用施設」に、「に定める災害  
復旧農地事業並びに富山県災害復旧及び災害防止施設農地事業補助金交付規  
則に定める災害復旧農地事業」を「第 21 条の規定により富山県知事が別に定  
める災害農地復旧事業並びに市が単独で行う農地及び農業用施設災害復旧事  
業」に改め、同条第 3 項第 2 号中「、農業用施設」を「及び農業用施設」に改  
める。

第 3 条第 2 項中「、農業用施設」を「及び農業用施設」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の射水市営土地改良事業並びに農地及び農業用施設災害復旧事業の経費の賦課徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う土地改良事業並びに農地及び農業施設災害復旧事業に係る分担金について適用し、同日前に行われた土地改良事業並びに農地及び農業施設災害復旧事業に係る分担金については、なお従前の例による。

## 議案第 24 号

### 射水市都市公園条例の一部改正について

射水市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市都市公園条例の一部を改正する条例

射水市都市公園条例（平成 17 年射水市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条」を「第 6 条の 2」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「都市公園法施行令」の次に「(昭和 31 年政令第 290 号)」を加え、第 2 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 6 条の 2 都市公園法施行令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

2 前項の規定にかかわらず、パークゴルフ場を設ける場合の当該割合は、100 分の 80 とする。ただし、運動施設（パークゴルフ場を除く。）の敷地面積の総計に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならない。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（大島中央公園屋内遊具場の供用日等）

第 10 条の 2 大島中央公園の施設のうち屋内遊具場の位置、供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、供用日及び供用時間について、市長が

特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	位置	供用日	供用時間
大島中央公園屋内 遊具場	射水市新開発 424番地	1月4日から12月 28日までの日	午前9時から 午後5時まで

第14条中「、同条」を「若しくは」に、「若しくは同条」を「若しくは」に改める。

第37条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表2備考第5号中「1.08」を「1.1」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条の次に1条を加える改正規定 平成31年4月1日

(2) 別表2備考第5号の改正規定 平成31年10月1日

##### ( 経過措置 )

2 この条例（前項第2号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際現に行為の許可又は有料公園施設の使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市都市公園条例第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 25 号

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 25 年射水市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

第 5 条第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 26 年射水市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を  
修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え  
る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

射水市老人福祉センター条例の廃止について

射水市老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市老人福祉センター条例を廃止する条例

射水市老人福祉センター条例（平成 17 年射水市条例第 144 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 28 号

### 市有財産の無償譲渡について

次の市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 譲渡財産

- (1) 射水万葉苑デイサービスセンター 建物及び附帯設備一式

所 在 射水市朴木 2 1 2 番地 1

構 造 鉄筋コンクリート造 平屋建

延床面積 4 3 3 . 0 0 平方メートル

- (2) 車庫 建物及び附帯設備一式

所 在 射水市朴木 2 1 2 番地 2

構 造 鉄骨造 平屋建

延床面積 4 1 . 7 6 平方メートル

#### 2 譲渡の相手方

射水市朴木 2 1 1 番地 1

社会福祉法人 射水万葉会

理事長 矢野 道三

#### 3 譲渡の時期

平成 31 年 7 月 1 日

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 29 号

### 字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更し、及び廃止する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による射水市小杉インターパーク第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

変 更 調 書

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「上野」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	入会地	水蔵場	144の1、144の2、144の4、145の1、145の2、146の1、147の1、147の2、148の1から148の3まで、150の1、150の2、151の1から151の3まで、152、153の1、154の1、154の2、155の1、155の2
		天池	67の8、69の1、70の1、71、72の3、72の6、72の7

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
射水市	上野	瀧谷	1 1 2 3 の 1、1 1 3 1 の 3、1 1 3 1 の 5、 1 1 3 2 の 4、1 1 3 2 の 6、1 1 3 3 の 4、 1 1 3 3 の 6、1 1 3 4 の 4、1 1 4 6 の 6、 1 1 4 7 の 2、1 1 4 7 の 4
		竹腰	9 8 1、9 8 2、1 1 2 0 の 1、1 1 2 0 の 1 1、1 1 2 0 の 1 2

## 議案第 30 号

### 指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
庄西コミュニティセンター	庄西地域振興会
海老江コミュニティセンター	海老江地域振興会
七美コミュニティセンター	七美地域振興会
黒河コミュニティセンター	黒河地域振興会
太閤山コミュニティセンター	太閤山地域振興会
中太閤山コミュニティセンター	中太閤山まちづくり地域振興会

- 2 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

## 議案第 3 1 号

### 指定管理者の指定の期間の変更について

平成 2 9 年 3 月 1 7 日に議決された射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてのうち、下村コミュニティセンターの指定管理者の指定の期間について、下記のとおり変更するため、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

#### 記

1 公の施設の名称

下村コミュニティセンター

2 指定管理者の団体の名称

下地区まちづくり地域振興会

3 指定の期間

変更前	平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで
変更後	平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで